

丹波篠山市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和5年2月10日

丹波篠山市保健福祉部医療保険課

令和4年度 第2回 丹波篠山市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和5年2月10日（金）午後2時～

2 場 所 丹波篠山市役所 第2庁舎 3階 301・302会議室

3 出席者（敬称略）

○被保険者代表

澤 雅史 酒井 利里 俣野 信子

○保険医又は保険薬剤師代表

山鳥 嘉彦 河合 岳雄 井塚 篤司 小嶋 一郎

○公益代表

本莊 賀寿美 山本 優子 酒井 格 植野 桂子 森本 榮二

○事務局

福西部長 畑岡課長 小西課長補佐 田中係長 和田係長 酒井係長
後藤主査

4 書面出席者（敬称略）

○被保険者代表

森 八千代 白井 悦子

○保険医又は保険薬剤師代表

森 佳司

5 欠席者

0名

6 傍聴人数

0名

7 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

8 資料の名称

- ・議案第1号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険特別会計予算（案）について
- ・議案第2号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険税率（案）について
- ・別冊資料 令和5年度当初予算説明資料

9 審議の概要

下記のとおり

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員及び職員紹介
- 5 会長選出
- 6 会議録署名委員の指名
- 7 令和5年度篠山市国民健康保険税率算定について（諮問）
- 8 議 事 議案第1号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険特別会計予算（案）について
① 事業勘定 ②直診勘定
議案第2号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険税率（案）について
- 9 その他
- 10 閉 会

（午後2時00分開会）

（事務局） 本日は大変お忙しいところ、定刻にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年度第2回丹波篠山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます、医療保険課酒井と申します。よろしくお願いいたします。

本日、追加配布いたしました資料等の確認をさせていただきます。（資料の案内等）

それでは開会にあたりまして、酒井市長が皆さまにごあいさつ申し上げます。

【市長 あいさつ】

（事務局） 酒井市長ありがとうございました。

次に、委嘱状交付となっております。ここで前回会議より、交代されました委員様をご紹介します。

令和4年12月1日に民生委員児童委員の改選があり、前会長である田中義顕（たなかよしあき）様が退任されました。後任委員として、酒井格（さかいとおる）様に就任いただきます。

酒井市長より委嘱状を交付させていただきます。

【委嘱状交付】

（事務局） それでは、委員様が代わられましたので、委員の皆様及び職員の自己紹介をお願いします。

【委員・職員自己紹介】

続きまして、先ほどお伝えしました通り、民生委員児童委員の改選があり、現在、会長が不在となっております。つきましては、運営協議会規則第4条で「会議の議長は、会長をもって充てる」となっておりますが、現在会長が不在のため、会長が決定しますまで職務代理

者の植野委員に進行いただきます。

(職務代理) それでは会議に入ります前に、丹波篠山市国民健康保険運営協議会規則第3条に基づき資格確認を行います。事務局お願いします。

(事務局) 運営協議会規則第3条では、委員の過半数の出席をもって本会議の成立となっております。本協議会定数15名中、本日の本人出席12名、書面出席3名、計15名です。従いまして本会議は成立することを報告いたします。

また、本日の会議につきましては、丹波篠山市付属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例及び施行規則に基づきまして、会議及び会議録、委員名簿を公開とさせていただきますので、承諾をお願いいたします。

(職務代理) それでは本会議の成立が確認できましたので、会長選出を議題といたします。事務局より会長選出について説明をお願いします。

(事務局) 国民健康保険法施行令第5条では、「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定されています。

本日午後1時15分から公益を代表されています委員の皆さまにお集まりいただき、会長選出をお願いしましたので、その報告をさせていただき、全委員の皆さまのご了承をいただきたいと考えています。

(職務代理) 事務局から説明がありましたとおり、報告を受けることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声】

異議がないようですので、会長選出結果をご報告いただきます。

(選考委員) 公益の委員で協議しました結果、本荘委員を推薦します。

(職務代理) ただいま、本荘委員が推薦されました。委員の皆様、本荘委員を会長に選出することよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

それでは、本協議会の会長は、本荘委員に決定しました。

(事務局) ありがとうございます。それでは、以降の進行については新会長に議長をお願いいたします。

(会長) それでは、最初に、本運営協議会規則第12条の規定に基づき、会議録署名委員を指名したいと思います。書記は事務局で、署名人は被保険者代表酒井委員、保険医又は保険薬剤師代表河合委員を指名したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、2名の方よろしく申し上げます。

次に、当協議会への諮問について、事務局よろしく申し上げます。

(事務局) それでは、市長から丹波篠山市国民健康保険運営協議会へ令和5年度丹波篠山市国民健康保険税率算定について諮問いたします。

(市長) 令和5年度国民健康保険税率について諮問します。

(会長) それでは議事にはいります。

議案第1号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険特別会計予算(案)について を議題とします。①事業勘定、②直診勘定について事務局より説明を求めます。

【事務局説明】

(会長) それでは、ただ今説明のありました議案第1号について質疑はありませんか。

(委員) 保健事業費について、保健事業実施計画に医療費分析委託料が計上されているが、これまで同様のことが繰り返されてきており、最終評価までにはまだ期間があると思うが、現状どのようなになっているのでしょうか。

また、その結果をどのように活かしていくか考えがあれば教えてください。

次に保健事業の内容ですが、歯科は健康予防については大きな効果があり、医療費抑制に繋がるということは全国的にデータが出ており、それを利用していくということを以前にもお話させていただきました。現在、糖尿病性腎症重症化予防や特定健診等において歯周病の方面から実施していただいている予防対策については、本当によくしていただいております、徐々に結果も出てくるのではないかと期待しているところです。

歯科の面からの予防対策としても一つ大きな柱がありまして、フレイル予防というのが今言われております。

ご存じの通り運動と栄養と社会性という3つの柱からなりますフレイル予防というのは、丹波篠山市では地域や団体等によく見られるデカボー体操というような取り組みを見たり聞いたりしておりますし、その際に口に関することも多少取り入れて頂いているということは聞いております。しかし、運動性や社会性ということは行きやすいですが、栄養面については歯科との取り組みによりしっかりと美味しいものを食べていただくという口から始まるフレイル予防ということをもう少し力を入れて欲しいというふうに感じております。

と言いますのも年末まで、歯科医師会と市行政で取り組んでいただきましたオーラルフレイル教室については濃厚な内容で結果も期待されまして、受けられた方からも好評を頂いております。そんなことを全部できる訳ではないんですけども、これからの啓蒙・啓発について相談をしながら取り組んで、オーラルフレイル事業について国民健康保険の保健事業費の中に入れて頂けるようにならないのかと思っています。

国も県もオーラルフレイルについて推し進めている状況ですので、丹波篠山市においても早めに対策の一つとして明記していただければと思います。

(事務局) 保健事業としては特定健診の未受診者対策事業、歯周病健診の未受診者対策事業、健康診

査の異常値放置者受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複頻回受診されている方については保健師が自宅へ訪問し健康状態を聞き取り今後へ繋げていくという受診行動適正化指導事業、ジェネリック医薬品差額通知事業の6つの事業をデータヘルス計画に基づき行っています。

それぞれ実施しておりますが、健康事業についてはすぐに効果が出るというのは難しいですが、健康課とも連携し継続して実施しているところです。

来年度が今期のデータヘルス計画の最終年度になります。令和6年度からは県下統一の様式で計画策定する形になっており、県下で統一された部分と市独自の保健事業の部分で策定することになります。今回予算に計上している100万円は今期のデータヘルス計画の効果分析をし、その後県下統一部分と市独自の保健事業部分からなるデータヘルス計画を策定する流れとなっていますので、現在行っている事業も考えつつ、委員の提案された事業内容も検討していきたいと思っております。

(事務局) 口腔に関しての事業ですが、データヘルス計画の中でも歯周病検診の未受診者に対し受診勧奨を実施したり、糖尿病重症化予防の中では口腔ケアに関しても進めさせていただいているところです。フレイル予防に関しては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というものが令和3年度から始まっており、これまでは糖尿病重症化予防については国民健康保険の保健事業で取り組んでも、後期高齢者医療へ移行すると取り組みが途切れてしまっていました。また、介護予防事業との連携も十分ではなかったため、現在は国民健康保険と後期高齢者医療保険と介護保険が連携して効果的に保健事業を行えるよう企画調整を行っているところです。

フレイル予防については、地域でデカポ一体操に取り組んでいるいきいき倶楽部において、現在82か所まで実施しており、口腔機能向上の話をさせてもらいに行ったり、地域活動の中での支援として順次各地域に入らせていただいております。

オーラルフレイルの取り組みは、丹波篠山市は歴史も古く介護の現場でも口腔の取り組みをして欲しいという要望もあり歯科医師会と連携して取り組んできました。他市と比べると先駆的に取り組んでいる状況となっていて、今後もこのような活動を継続していきたいと思っております。

先ほど委員が言ってくくださったようにモデル事業に取り組んだことで、口腔機能を測定する機器を4種類歯科医師会から貸していただいております、それらを十分に活用して地域の中で口腔についてリスクの高い方を明らかにしてこれから関わっていくということを事業として行っていきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。是非ともフレイル予防事業という言葉が計画に入れて頂くことで今後も進めていきやすいと思っておりますので、ご検討をお願いします。

(委員) 草山診療所の診療担当医師が空白になっていますが、医師は来られるのでしょうか。また、来年度は税率が据え置きということで、大変嬉しいことだと思います。なお、資料3頁R5年度当初予算1人当たりの保険税とR4年度当初賦課1人当たりの国保税ではR5年度は減額となっていますが、R5年度当初予算1人当たりとR4年度当初予算1人当たりではR5年度は増額となるのは、合点がいかないで少し説明をお願いします。

(事務局) 草山診療所の医師は、令和5年3月末で退職します。既に後任を募集しており、概ね後任

者は決定しており4月から来ていただける予定になっていますが、現時点においては確定に至っていないため、資料に医師名は記載しておりません。

資料3頁R5年度当初予算1人当たりの保険税とR4年度当初賦課1人当たりの国保税、R4年度当初予算1人当たりの金額の増減については、当初予算での1人当たりの税額は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている令和2年中所得を除いた過去3ヶ年の平均所得により積算しています。令和4年7月の当初賦課において令和3年中所得を把握したところ、前3ヶ年の平均所得額よりも高額であったため、所得割分がR4年度当初予算の積算より多くなっています。そして、R5当初予算1人当たり国保税額についても、R4の当初賦課1人当たり国保税額より前3ヶ年の平均所得額を使用して積算したR5当初予算1人当たり国保税額のほうが減少する結果となりました。R5年度当初予算1人当たり国保税額とR4年度当初予算1人当たり国保税額は、それぞれ前3ヶ年の平均所得額を使用して積算しているため、R4年度よりR5年度の1人当たりの国保税額が増額する結果となっています。

(会長) 他に質疑はございませんか。

よろしいですか。質疑がないようですので、議案第1号について承認を求めます。承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(会長) 挙手多数でございます。よって、議案第1号は承認されました。

つぎに議案第2号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険税率(案)について を議題とします。事務局より説明を求めます。

【事務局説明】

(会長) ただいま説明のありました議案第2号について質疑はありませんか。

(委員) 令和9年度で標準保険料率の統一を図り、令和12年度には完全統一を図るということだと思いますが、資料15頁で令和12年では基金がないとなっており、令和12年以降のことが非常に心配です。これまで所得割・均等割・平等割など税率等を決める時には基金を活用してきたが、保険料率の完全統一後の令和13年度ではどうなっていくのだろうか、来年度は基金の取り崩しにより保険料率が据え置きとなっていますが、それで将来大丈夫なのだろうかということについて心配しますが、そうすると国保税の個人の負担を増やせばまわっていくということになるのか、県下統一だから県が補助してくれるのか、そういうところや今後も所得割・均等割・平等割などの3つの配分を考えないといけないのかなどを危惧しています。そういったあたりについて教えて下さい。

(事務局) 資料15頁の表でお話いたします。表は、令和3年度までは実績額、令和4年度以降は見込額となっております。

現在、税率は統一していったところですが、同様に令和12年度までに各市町が実施している保健事業や給付事業も統一していく必要があり、県と市町において協議をしているところです。県のほうとしても被保険者に急激な負担とならないように考えており、令和1

3年度になって急激な国保税額の上昇はないと考えています。

そして、丹波篠山市では令和12年度において基金は2億8千万円ほど残っている計算となっておりますが、完全統一以降は税率抑制のために基金を使用してはいけなくなっており、県内の市町は同じように基金を保有しているので、完全統一後の基金の取り扱いについて頭を悩ませています。現在そのような状況ですので、基金の有効な活用について県と市町で今後協議していくと思いますので、急激な上昇はないと考えていただければと思います。

(会長) 他に質疑はございませんか。

よろしいですか。質疑がないようですので、議案第2号について承認を求めます。承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(会長) 挙手多数でございます。よって、議案第2号は承認されました。

(事務局) それでは、市長へ答申することとなりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 《答申書朗読、提出》

(事務局) ありがとうございます。それでは引き続き議事の進行を会長をお願いいたします。

(会長) 答申書の写しについて、後ほど事務局より委員の皆様へ配布してください。それでは、以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様には終始熱心にご審議いただき厚くお礼申し上げます。それではこの後の進行は、事務局お願いします。

(事務局) 会長さま、ありがとうございました。続きまして、次第9その他になります。別冊資料の18ページをご覧ください。

令和5年4月1日からの出産育児一時金について、妊産婦の経済的負担軽減のため、現在の出産育児一時金40万8千円・産科医療補償制度掛金分1万2千円の計42万円を出産育児一時金48万8千円・産科医療補償制度掛金分1万2千円の計50万円に増額となることを3月議会に提出しますことを報告いたします。

(事務局) 先ほどの答申書を配布いたします。

《答申書配布》

(事務局) 来年度の当会議の開催予定について、お知らせいたします。

令和5年度は、平成30年3月に計画の策定をいたしました「第3期データヘルス計画」策定の年となっております。そのため、当会議の開催が3回になる予定です。開催時期につきましては、6月初旬、11月下旬から12月初旬、2月上旬の予定ですが、開催日程が決まりましたら随時お知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、保健福祉部長 福西よりご挨拶申し上げます。

【部長挨拶】

(事務局) これを持ちまして、終了させていただきます。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

お帰りの際は、お車の運転等十分にお気を付けてください。

(午後 3 時 2 3 分閉会)